

「#裏バイト」「#闇バイト」は バイトではなく犯罪です！

「#裏バイト」や「#闇バイト」と呼ばれる特殊詐欺に関わる違法行為に子どもたちが巻き込まれる事件が増えています。こうした違法行為の募集は、インターネットが使われるケースがあるので、注意が必要です。



「裏バイト」「闇バイト」とは？

裏バイトは、特殊詐欺で振り込まれた現金の引き出しを行う「出し子」や、被害者から直接現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」など、犯罪グループの末端として、場合によってはそれが詐欺行為と知らされないまま、犯罪に加担させられるケースが多く見られます。

このような裏バイトはインターネット上のSNS（交流サービス）内で募集されていることが多く、子どもたちがお小遣い欲しさに手を出してしまったことがあります。



@nanasi

本日出し兼見張り案件ございます。
身分証提示可能な方ご連絡お待ちしています。

#出し子 #裏バイト #闇バイト

2019年11月10日

左は実際のSNSの投稿をもとにしたイメージです。要求通りに身分証を提示してしまうと、個人情報をもとに脅されて、一度加担した人は途中で辞めることができなくなります。

左のようなケースのほかにも「安全保証」や「昇給制度あり」などの好条件を提示して、簡単にお金が稼げるような印象付けを行っているものもあります。

関わってしまうと…

「受け子」や「出し子」として特殊詐欺に関わってしまった場合、詐欺罪（刑法第246条）や窃盗罪（刑法第235条）などに問われます。「見張りだけ」のような役割でも犯罪のほう助をしたとして罪に問われることがあります。また、犯罪行為であることを知らされていなかったとしても有罪になったケースがあります。



指 導 の 要 点

平成30年度の特殊詐欺で検挙された人は全国で2,686人おり、そのうち未成年は749人と全体の27.9%を占めます。また、検挙された未成年のうち、75.6%が「受け子」であったことから、子どもたちが詐欺グループの末端として、安易に犯罪に加担してしまっていることがわかる結果となりました。インターネット上で「絶対に安全だから」などとバイトを持ちかけられても絶対に関わらないこと、一度でも関わると関係を断ち切ることは困難で、人生を棒に振りかねないということなどを子どもたちと話し合ってみましょう。